

改定前	改定後
<p><b>第2編第3章3 工事の変更等 (法第12条)</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽微な変更の届出 (法第12条第2項、規則第26条、細則第13条)</p> <p>本文 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>なお、造成主及び設計者の変更については、許可時の造成主及び設計者の承諾を証する書面を添付してください。</p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>第2編第3章3 工事の変更等 (法第12条)</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽微な変更の届出 (法第12条第2項、規則第26条、細則第13条)</p> <p>本文 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>なお、設計者の変更については、「宅地造成に関する工事の変更届出書」に加え、許可時の設計者の承諾を証する書面 (設計者変更についての申出書) を添付してください。</p> <p>(3) (略)</p>
<p><b>第3編第2章2 地盤 (令第5条第1号)</b></p> <p>(略)</p> <p>雨水その他の地表水が崖面を表流し侵食すること及び崖の上端付近で雨水その他の地表水が崖地盤へ浸透することを防止するため、参考図1のように、地盤面は崖と反対方向に排水のための勾配(0.5～1%程度)をとり、排水施設により適切に排出されなければなりません。</p> <p>なお、「雨水その他の地表水」とは、直接地盤面を表流する地表水及び地下水が地表に湧出した湧水をいい、擁壁の水抜穴から流出する浸透水はこれには該当しません。</p>	<p><b>第3編第2章2 地盤 (令第5条第1号)</b></p> <p>(略)</p> <p>雨水その他の地表水が崖面を表流し侵食すること及び崖の上端付近で雨水その他の地表水が崖地盤へ浸透することを防止するため、参考図1のように、地盤面は崖と反対方向に排水のための勾配(0.5～1%程度)をとり、排水施設により適切に排出されなければなりません。</p>
<p><b>第3編第5章1 排水施設の設置 (令第13条)</b></p> <p>(略)</p> <p>排水施設の設置に関する規定は、本市の法施行細則第17条で規定されています。</p> <p>ア 切土又は盛土により生じた崖の下端は、排水処理が適切に行われず水溜りになると、崖のすべり、沈下等を生じやすく、また、鉄筋コンクリート造擁壁においては基礎の有害な沈下を、練積み造擁壁においては基礎の滑動抵抗の低下を生じる原因ともなるため、排水施設を設けなければなりません。</p> <p>なお、擁壁の水抜穴から流出する浸透水は地表水には該当しない(第2章第1節「2 地盤」解説参照)ことから、鉛直又は鉛直に近い崖面となる鉄筋コンクリート造等の擁壁の下端で、周辺地盤の傾斜及び地下水位などの状況から常時において排除すべき地表水等が当該擁壁の下端に溜まらないことが明らかな場合は、この規定の対象ではありません。</p>	<p><b>第3編第5章1 排水施設の設置 (令第13条)</b></p> <p>(略)</p> <p>排水施設の設置に関する規定は、本市の法施行細則第17条で規定されています。</p> <p>ア 切土又は盛土により生じた崖の下端は、排水処理が適切に行われず水溜りになると、崖のすべり、沈下等を生じやすく、また、鉄筋コンクリート造擁壁においては基礎の有害な沈下を、練積み造擁壁においては基礎の滑動抵抗の低下を生じる原因ともなるため、排水施設を設けなければなりません。</p> <p>なお、鉛直又は鉛直に近い崖面となる鉄筋コンクリート造等の擁壁の下端で、(イ)及び(イ)を満たす場合は、常時において排除すべき地表水等が当該擁壁の下端に溜まらないことが明らかであり、崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれがないため、この規定の限りではありません。</p> <p>(イ) 擁壁上部の地盤が崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること又は上部地盤から擁壁上端に流入する地表水を適切に排水できる排水施設が擁壁上端に設置されていること。</p> <p>(イ) 擁壁下部の地盤の形状が、擁壁前面に水が溜まらない地形であること。</p>
<p style="text-align: center;">参考図19 擁壁の下端の排水施設の設置</p>	<p style="text-align: center;">参考図19 <b>ア</b>の擁壁の下端の排水施設の設置</p>
<p>イ～オ (略)</p>	<p>イ～オ (略)</p>